

「OI モデル契約書」 ロゴマーク使用要領

令和 5 年 5 月 19 日
特許庁総務部企画調査課

「OI モデル契約書」ロゴマーク使用要領（以下、「本使用要領」といいます。）は、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」（以下、「OI モデル契約書」といいます。）のロゴマーク（以下、「ロゴマーク」といいます。）の使用に関し、次のとおり定めます。

1. 目的

本使用要領は、「OI モデル契約書」及び「OI モデル契約書の理念」の普及啓発、並びにそれらを通じたオープンイノベーションの促進のために、適正なロゴマークの使用の在り方を定めるものです。

2. ロゴマーク

ロゴマークは、以下のウェブサイトに掲載したファイルにおいて示されたものとします。

(1) タイプ 1

- ① PNG ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type1.png)
- ② JPG ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type1.jpg)
- ③ PDF ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type1.pdf)

(2) タイプ 2

- ① PNG ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type2.png)
- ② JPG ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type2.jpg)
- ③ PDF ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type2.pdf)

(3) タイプ 3

- ① PNG ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type3.png)
- ② JPG ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type3.jpg)
- ③ PDF ファイル (https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/oimc-logo_type3.pdf)

3. ロゴマークの使用

- (1) 「OIモデル契約書」及び(2)に規定する「OIモデル契約書の理念」を理解しかつこれに賛同して刊行物等（以下、「刊行物」といいます。）を作成し、又は「OIモデル契約書」に関連するイベントを開催する者は、(3)①～⑤に掲げる場合を除き、刊行物又はイベントに関連する物品等にロゴマークを使用することができます。

例：契約書、名刺、企業等が発行するレポート、講演資料、書籍・雑誌・新聞等原稿、ウェブサイト、イベント告知用パンフレット・ポスター・看板・グッズ、記念品等

- (2) 「OIモデル契約書の理念」とは、以下の考え方をいいます。

“スタートアップと事業会社、事業会社と大学、大学とスタートアップといった複数の主体の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること”

- (3) 以下の場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。

- ① 2.に規定のロゴマークを基準とし、そこから文字、色彩、縦横の比率等を変更して使用した場合（ただし、縦横の比率の変更を伴わない全体の縮小又は拡大は可能）
- ② 法令や公序良俗に反する方法で使用した場合
- ③ 「OIモデル契約書の理念」に明らかに反するような方法で使用した場合
- ④ その他、企画調査課（以下、「当課」といいます。）が適当でないとした場合
- ⑤ ロゴマークと誤認し得る類似のマークを使用した場合

4. ロゴマークの使用情報等の申告及び公表

- (1) ロゴマークを使用する者は、ロゴマークの使用に当たって、事前又は事後に、以下の事項を8.に記載の連絡先に申告することが推奨されます。

- ① 氏名（法人その他の団体にあつてはその名称、団体の代表者名も付記）
- ② ロゴマークを使用する刊行物名又はイベント名
- ③ 「OIモデル契約書」の活用の態様（活用した様子の写真も可）
- ④ 担当者連絡先（住所、氏名、電話番号、メールアドレス）

- (2) 当課では、(1)の申告があった事項のうち、申告者が希望する事項について、特許庁のウェブサイト公表する場合があります。

5. 関連事業についての連絡及び使用状況等の報告聴取

当課では、ロゴマークを使用した者に対し、連絡を行うことがあります。また、必要な場合には「OIモデル契約書」の活用又はロゴマークの使用の状況等について、報告をお願いすることがあります。

6. ロゴマークの使用に関する権利関係

本使用要領に反する行為が認められない限り、ロゴマークを使用する者は、ロゴマークに係る著作権の行使を受けないものとします。

7. 本使用要領の改訂

本使用要領は、当課より、事前の通知なく改訂される場合があります。

8. 連絡先

本使用要領に関するお問い合わせ等は、下記までお願いいたします。

特許庁総務部企画調査課活用企画班

電話：03-3581-1101 内線 2152

メール：PA0P10@jpo. go. jp